

介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生マッチング支援体制の構築事業仕様書

1 事業目的

介護福祉士資格の資格取得を目指す留学生を確保するため、国外において留学生候補者を選定し、県内の介護福祉士養成施設と介護施設等の円滑かつ適切なマッチングを行う。

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 事業スケジュール

5月	6月	7月	8月～9月	10月～2月	3月	4月
○ 事業説明会通知	○ 事業説明会	○ 留学生候補者の選考 ○ 履歴書、ビデオレター等による事前選考	○ 合同面接会	入 国 手 続 き	○ 住居等受入準備	○ 入国・入学

4 事業内容

(1) 事業の対象

福岡県内の介護保険法上の指定を受けた介護サービス事業所（以下「介護施設等」という。）及び県内介護福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）

(2) 事業説明会の開催

介護施設等及び養成施設に対して、当該事業の説明会を開催すること。その際、事業への参加を希望する介護施設等及び養成施設に対して、合同面接会や費用等の詳細な説明を行い、あらかじめ介護施設等と養成施設の組み合わせを決定しておくこと。

(3) 留学生候補者の選考

国外（以下「送り出し国」とする。）の日本語学校や介護・看護に関する学校等に在籍する外国人に対して、在留資格や介護業務等の説明を行い、本県への進学及び介護業務への就職を希望する外国人（以下「留学生候補者」とする。）の選定を行うこと。

(4) 情報の提供

以下の①及び②の情報について、介護施設等と留学生候補者の双方からそれぞれ収集した上で、相互に提供すること。

また、養成施設に対しても両者の情報を提供すること。

① 介護施設等から収集する情報

- ア 賃金
- イ 福利厚生
- ウ 勤務地
- エ その他、留学生候補者とのマッチングに当たって必要となる情報

② 留学生候補者から収集する情報

- ア 希望理由
- イ 健康状態
- ウ 日本語能力
- エ その他、介護施設等とのマッチングに当たって必要となる情報

(5) 合同面接会の開催

現地又は県内で合同面接会を開催し、留学生候補者と介護施設等のマッチングを行うこと。

(6) 入国申請手続き

マッチングした介護施設等に対して入国に関する説明会を開催し、出入国在留管理局に対して入国申請を行うこと。

なお、本事業においては、あくまで入国までをサポートするものとし、その後、養成施設に在籍中は介護施設等と養成施設が、就職後は介護施設等が生活サポートを行うものとする。

5 送り出し国について

原則として限定しない。

ただし、以下の①又は②のいずれかに該当することとなった場合に、送り出し国を当初の予定から変更することとしても事業が継続できるよう、実施体制を整えておくこと。

- ① 送り出し国における政治情勢、自然災害その他送り出し国内における事情により、留学生候補者の入国まで事業を完了する見込みがなくなった場合。
- ② 日本国と送り出し国との外交上の関係の悪化、その他送り出し国に係る国際情勢に関する事情により、留学生候補者の入国まで事業を完了する見込みがなくなった場合。

6 実施要件

事業の実施に当たって、以下の①～④の事項を遵守すること。

- ① 原則として再委託を行わないこと。

ただし、送り出し国における送り出しに係る制度上の制約により、再委託が必要となる場合は、事前に県の承認を受けること。

- ② 留学生候補者に対して費用負担を求めないこと。
- ③ 斡旋業者の仲介による留学生候補者の募集を行わないこと。
- ④ 留学生候補者には、日本における介護について十分に理解させること。

7 事業の実施に関する留意事項

(1) 留学生候補者について

以下の①～④の要件に該当する留学生候補者を選定すること。なお、選定に当たっては送り出し国における教育制度を考慮し、入国後の学習において齟齬が生じないよう十分に配慮すること。

- ① 国外に居住しており、介護について理解した上で、日本で専門知識を習得し、介護業務に従事する意向があること。
- ② 29歳以下であること。
- ③ 健康であること。
- ④ 日本語能力試験（J L P T）においてN 4以上の認定を受けていること。

(2) 介護施設等について

以下の①～⑤の要件に該当する介護施設等を参加させること。なお、介護施設等の選定にあたっては、県と十分協議すること。

- ① 事業の趣旨を十分に理解していること。
- ② 専任の担当者を配置する等により、留学生候補者の相談・支援体制を整えていること。
- ③ 日本語学校及び養成施設修学期間中における奨学金を準備する等、留学生の負担がないようにしていること。
- ④ 住居等、必要な準備が可能であること。
- ⑤ 合同面接会に必ず参加すること。

(3) 養成施設について

以下の①～④の要件に該当する養成施設に参加させること。なお、養成施設の選定にあたっては、県と十分協議すること。

- ① 留学生の生活面について、在学中のサポートを行う職員を配置していること。
- ② カリキュラム外において介護の日本語に関する授業を実施する等、介護福祉士国家試験の合格に努めていること。
- ③ 養成施設入学以前に国内の日本語学校に入学する必要がある場合に、その日本語学校を選定することができること。
- ④ 選定した日本語学校と当該事業を連携して実施することについて文書を取り交わしていること。

なお、養成施設が日本語学校を選定する際の基準については、以下に示す参考例に準じたものであること。

日本語学校の選定基準（参考例）

- 地方出入国在留管理局から、適正校ではない旨の通知を過去3年間受けていないこと。
- 各年度の課程修了の認定を受けた者のうち、大学等への進学者の数、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数及び日本語能力に関しC E F RのA 2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者の数の合計数の割合が、過去3年間7割を超えていること。

8 誓約書について

当該事業に参加する者から、以下の（１）～（３）の事項を遵守する旨の誓約書を徴すること。

（１）介護施設等の遵守事項

- ① 留学生が不測の事態により帰国する場合があることを了承すること。
- ② 留学生には費用負担させないこと。（生活費を除く）。
- ③ 地域住民と交流する機会を設けるよう努めること。
- ④ 介護業務に早く慣れさせることを目的に、受入予定の介護施設等でアルバイトをさせる場合は、留学生の労働時間（週 28 時間以内）を管理する等、適切に対応すること。

加えて、留学生がアルバイトを希望しない場合に、アルバイトすることを強要しないこと。

- ⑤ 留学生がアルバイトを希望しているものの、当該留学生の自宅と受入予定の介護施設等が離れている等、アルバイトさせることが困難な場合は、自宅近隣の他の介護施設等に依頼し受け入れてもらう等の対応をすること。
- ⑥ 奨学金を貸与していることを理由に、留学生に負担を強いることのないようにすること。

（２）留学生候補者の遵守事項

- ① 介護福祉士国家試験に合格できるよう学習すること。
- ② 日本語学校卒業後は養成施設に進学し、福岡県内の介護施設等に就職すること。

（３）養成施設の遵守事項

- ① 留学生の介護福祉士国家試験の合格に努めること。
- ② 日本語学校在学中も学生のサポートを行うこと。
- ③ 留学生の労働時間（週 28 時間以内）を管理する等適切に対応すること。

9 経費の支払

委託事業を実施するために必要な次の経費については、受託者が支払うこと。

- ① 事務職員やマッチングコーディネータの配置等に係る人件費
- ② 海外への渡航、県内の介護施設等や養成施設への訪問等に係る旅費
- ③ 消耗品、説明会資料、説明会の周知等に係る事務費
- ④ 現地での通訳、電話、手数料等に係る役務費

- ⑤ 説明会、合同面接会の会場等に係る使用料
- ⑥ その他の必要な経費
- ※ 介護施設等及び養成施設の渡航等に係る旅費は自費とする。
- ※ 留学生候補者の入国に係る旅費については、介護施設等又は本人が負担するものとする。

10 報告書の提出

事業の完了後、説明会の開催実績、留学生候補者の受け入れ人数、事業に参加した介護施設等の一覧等の事業報告書を提出すること。

提出先は、福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室とする。

11 留意事項

事業計画、予算及び事業運営上重要な事項については、事前に県と協議すること。